

常滑市設計変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、常滑市が発注する建設工事、建設工事に係る測量、調査、設計等業務委託（以下「建設工事等」という。）の設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の明確化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 設計変更とは常滑市契約規則第40条第1項の規定による「契約内容の変更」により元設計を変更することをいい、本要領第5条の規定により、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に通知することを含むものとする。

(設計変更理由)

第3条 設計変更は、常滑市建設工事請負契約約款、常滑市公共土木設計業務等委託契約約款に規定する事項、又は、特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、次に掲げる理由により元設計を変更する必要がある場合に行なう。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの。

- ア 自然現象、その他不可抗力による場合
- イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等の処理による場合
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの。

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質・地質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
- カ 施工条件の明示項目の変更にに基づく場合
- キ 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- ク 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

(3) 事業の進捗を図るもの。

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更による増加額が当初契約額の30パーセント以内（別途発注することが妥当な場合を除く。）の場合。

(2) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセントを超えるもので

あって、現に履行中の建設工事等と分離することが著しく困難な場合。

(3) 設計変更により現契約金額を減額する場合。

(設計変更の手続)

第5条 設計変更はその必要が生じた都度、市長が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認したうえで行わなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事又は業務(以下「工事等」という。)完了後に行うことができるものとする。

(1) 着手前に数量が定まらないもの。

(2) 防災及び安全管理のため、緊急対応が必要なもの。

(3) 受注者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの(第三者への影響があるもの。)

2 市長は、当該変更の内容を設計変更通知書(様式1号)に整理し、受注者に対し設計変更内容を通知し、併せて変更概算金額を工事打合簿等により通知しなければならない。ただし、前項各号のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事等完了後に通知できるものとする。

3 事前に常滑市建設工事請負契約約款第19条又は常滑市公共土木設計業務等委託契約約款第18条に基づき受注者から条件変更の内容について打合せ簿の提出があった場合は、調査を行ったうえ調査結果を受注者へ打合せ簿により回答するものとする。

(契約変更の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、前条第1項各号のいずれかの条件を満たす変更、又は契約条件等を著しく変更することとならない軽微な変更については、履行期限の末までに行うことができるものとする。

2 設計変更理由には、第3条に規定する「設計変更のできる理由」に該当する項目を明記(該当する事項が2以上となる場合も同様とする。)し、併せてその理由を具体的に記述しなければならない。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

様式1号(甲)

決裁									
部 長	次 長	課 長	課長補佐	副主幹	主任主査	主 査	主 任	担 当	
起 案	平成	年	月	日	起案者職氏名				

下記理由により、(案)のとおり通知してよろしいか。

当初契約金額 (A)			円
	概算増減額	累計概算増減額 (B)	当初契約金額に対する比率(A/B)
第 1 回	千円	千円	%
第 2 回	千円	千円	%
第 3 回	千円	千円	%

第 回設計変更通知書 (案)

平成 年 月 日

様

常 滑 市 長

平成 年 月 日付けで契約した下記工事について、常滑市建設工事請負契約約款(第19条第4項・第20条)に基づき通知します。

記

工事名		路線名	
工事場所			
設計変更理由	該当項目 (要領第3)	内 容	
	通知事項等		
変更事項			
軽微な変更等事項			

※建設工事に係る測量、調査、設計等業務委託にあつては、様式中「工事」を「委託業務」と「常滑市建設工事請負契約約款(第19条第4項・第20条)」を「常滑市公共土木設計業務等委託契約約款(第18条第4項・第19条)」と読み替えるものとする。

様式1号(乙)

第 回設計変更通知書

平成 年 月 日

様

常 滑 市 長

平成 年 月 日付で契約した下記工事について、常滑市建設工事請負契約約款（第19条第4項・第20条）に基づき通知します。

記

工事名		路線名	
工事場所			
設計変更理由	該当項目 (要領第3)	内 容	
通知事項等			
変更事項			
軽微な変更等事項			

※建設工事に係る測量、調査、設計等業務委託にあつては、様式中「工事」を「委託業務」と「常滑市建設工事請負契約約款（第19条第4項・第20条）」を「常滑市公共土木設計業務等委託契約約款（第18条第4項・第19条）」と読み替えるものとする。